

コーポレート・ガバナンス報告書

平成 30 年 10 月 23 日

筑波精工株式会社

代表取締役社長 傅 寶菜

問合せ先： 管理部長 松坂一生（0285-55-0081）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は創業以来、「もっとも優れた製品・サービスの提供をすると共に、技術の創造・変革とつねに向き合い絶えざる成長に努め、高い企業倫理を保持し常に信頼されるべく社会的責任を自覚し、よりよい社会・環境づくりに貢献する。」という経営理念に基づいて事業活動を行っています。また、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上 30%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	381,000	12.57
創新工業技術移轉股份公司	361,000	11.91
合同会社 T C T S O 5	275,000	9.07
柿崎尚志	270,000	8.91
樋口俊郎	258,000	8.51
TEL Venture Capital, Inc.	255,000	8.41
傅 寶菜	217,000	7.16
トゥルーバキャピタル株式会社	200,000	6.60
坂井正明	180,000	5.94
盟立自動化股份有限公司	143,000	4.72

※上記については、新株予約権（600,000 個）、自己株式（80,000 株）を除いた発行済株数（3,031,000 株）を基に割合を算出しております。

支配株主名	なし
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
樋口 俊郎	学者												
川瀬 信雄	他の会社の出身者								△				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 俊郎	—	—	長年にわたり静電チャックの研究に携り、その経歴を通じて培った技術の専門家としての経験・見識から当社の経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
川瀬 信雄	—	—	大手電機メーカーでの勤務経験から事業を第三者的に見ることを期待したためであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	2名

【監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況】

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、あかり監査法人との間に金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。また、内部監査については、社長室を設置し、当社の業務監査を行っております。これら監査役、監査法人及び社長室においては、それぞれの監査結果や保有する重要な事項についての連絡、協議及び意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安岐 浩一	公認会計士										△			
酒井 明彦	他の会社の出身者										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
安岐 浩一	—	—	同氏は、公認会計士として培われた会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、適正な監査と助言が期待できるものと考えております。
酒井 明彦	—	—	同氏は大手メーカーの代表取締役社長の経験を有しており、経営の専門家としての見識を有しております。それらの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待しており、また、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者： 社内取締役、社外取締役、従業員

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、その具体的な配分は取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部が社外取締役、社外監査役に対して取締役会の開催前又は必要に応じて電子メール等を利用した事前説明・報告を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしています。また取締役会のスケジュールも配慮し、社外取締役、社外監査役が出席することができるよう調整を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

(イ) 取締役会

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、各取締役からは業績の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告されております。

(ロ) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(ハ) 内部監査

代表取締役社長の直轄機関として設置されている社長室が内部監査を担当しています。社長室は社員1名で構成され、内部監査規程に基づき代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に従って内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善の面に資する指摘・指導を行っております。

(二) 会計監査

当社は、あかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお平成30年3月期において監査を執行した公認会計士は狐塚利光氏、進藤雄士氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者はその他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の技術に精通した社外取締役、社外監査役が、客観的かつ中立的な視点から、経営に対する監査・監督を強化する体制を整えることで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保したガバナンス体制を整備しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

- | | |
|----------------------|---|
| (1) IR資料をホームページ掲載 | 当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。 |
| (2) IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理部にて対応しています。 |
| (3) その他 | 説明会の開催につきましては今後の株主の状況を鑑み検討してまいります。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織と、それに対応した適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力排除規程」を策定し、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

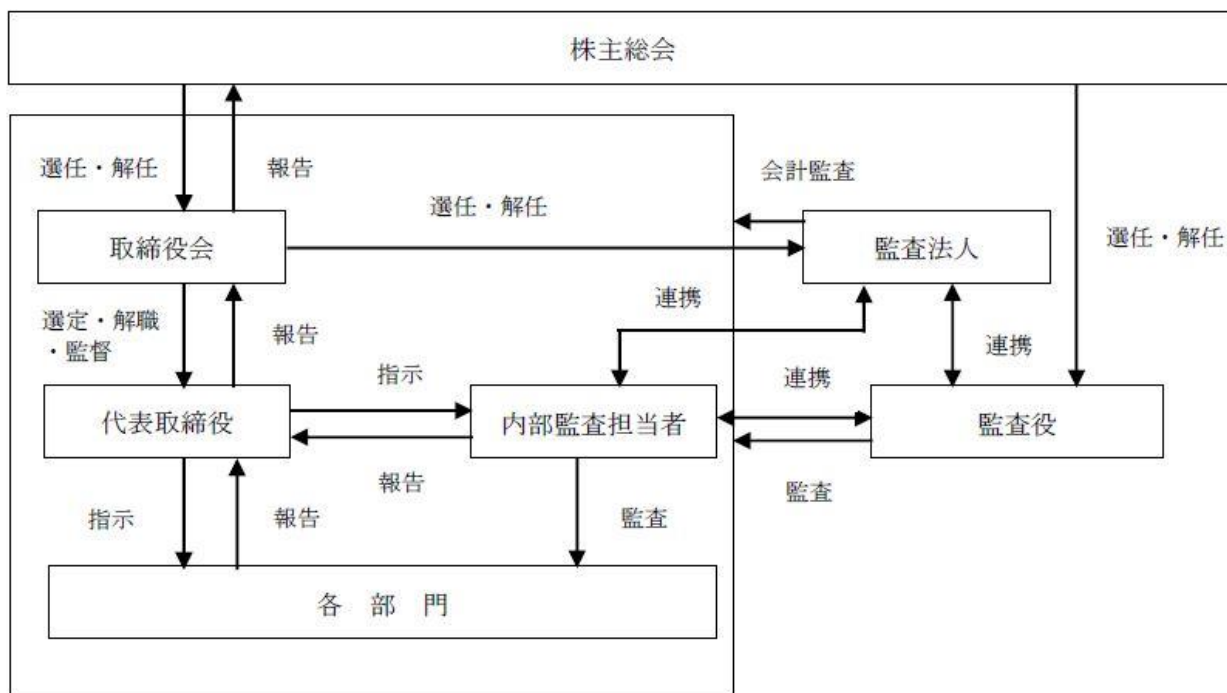
反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力排除規程」を策定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。さらに暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会勢力に関する情報の収集や管理を行ってまいります。

V. その他

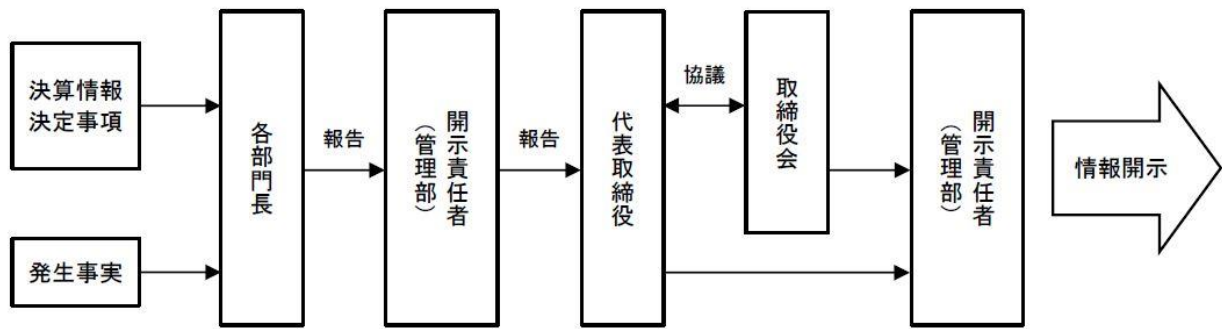
1. 買収防衛策導入の有無：なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図



(2) 当社の適時開示体制のフロー



以上